

第3 国土計画・地域振興計画等

1 全国を対象とする計画

◎国土利用計画とは（国土利用計画法）



国土利用計画とはどのような計画か。また、どのような内容のものか



1 国土利用計画の趣旨

国土利用計画は、国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保するために策定されるもので、その内容は、①全国の区域について定める国土の利用に関する全国計画、②都道府県の区域について定める国土の利用に関する都道府県計画、③市町村の区域について定める国土の利用に関する市町村計画となっています（法4条、昭49国土利60）。

2 全国計画の内容

国は、国土の利用に関する基本的な事項について、全国計画を定めるものとされています（法5条、令1条、平8総告7）。

国の定める全国計画には、次に掲げる事項を定めるものとされています。

- ① 国土の利用に関する基本構想
- ② 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- ③ 前記②に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

なお、国土交通大臣はこの計画を作成あるいは変更する場合に、次に掲げる手続を経なければなりません。

- ① 国土審議会及び都道府県知事の意見を聴取し、都道府県知事の意向が十分反映されるよう必要な措置を講ずること。
- ② 国土の利用の現況と将来の見通しに関する調査を行うこと。
- ③ 全国計画の案について閣議の決定を求め、決定があったときは、遅滞なく、全国計画を公表すること。
- ④ 環境の保全に関する基本的な政策に係る事務については、環境大臣と共同して行うものとする。

3 都道府県計画の内容

都道府県は、その区域内における国土の利用に関する必要な事項について、都道府県計画を定めることができることになっています(法7条1項)。

都道府県の定める都道府県計画には、次に掲げる事項を定めるものとされています(令1条2項)。

- ① 国土の利用に関する基本構想
- ② 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- ③ 前記②に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

なお、都道府県は、この計画を作成あるいは変更する場合には、次に掲げる手続等を経なければなりません(法7条2項～5項)。

- ① 都道府県計画は、全国計画を基本とすること。
- ② あらかじめ法38条1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴き、市町村長の意向が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、都道府県議会の議決を経ること。
- ③ 都道府県計画を定めたときは、これを国土交通大臣に報告するとともに、その要旨を公表すること。

国土交通大臣は都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議

会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができます。また、この報告を関係行政機関に送付しなければなりません。これに対して関係行政機関の長は意見を申し出ることができ、この意見の申出があったときは、国土交通大臣は関係行政機関の長に協議するとともに国土審議会の意見を聴いて、都道府県に必要な助言又は勧告をすることができます（法7条6項～9項）。

4 市町村計画の内容

市町村は、その区域内における国土の利用に関する必要な事項について、市町村計画を定めることができることになっています（法8条1項）。

市町村の定める市町村計画には、次に掲げる事項を定めることとされています（令1条3項）。

- ① 国土の利用に関する基本構想
- ② 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- ③ 前記②に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

なお、市町村は、この計画を作成あるいは変更する場合には、次に掲げる手続等を経なければなりません（法8条2項～5項7項）。

- ① 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするとともに、地方自治法2条4項の基本構想に即するものであること。
- ② その市町村議会の議決を経るほか、あらかじめ公聴会の開催等住民の意向が十分に反映されるために必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 市町村計画を定めたときは、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表すること。

また、都道府県知事は市町村計画について報告を受けたときは、法38条1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対して必要な助言又は勧告をすることができます（法8条6項）。

◎土地利用基本計画とは（国土利用計画法）



都道府県が定める土地利用基本計画とはどのような計画か



1 土地利用基本計画の趣旨

国土利用計画法では、都道府県は、その都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとされていますが、この土地利用基本計画は、国の定める国土利用に関する全国計画や都道府県計画に基づいて、土地取引の規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置を実施するに当たっての基本となる計画です(法9条1項9項、昭49国土利60)。

2 土地利用基本計画の適用地域

土地利用基本計画には、縮尺5万分の1の地形図により、次の地域を定めることとされています(法9条2項4項～8項、令2条)。

- ① 都市地域 一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域
- ② 農業地域 農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域
- ③ 森林地域 森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域
- ④ 自然公園地域 優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるもの
- ⑤ 自然保全地域 良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるもの

3 基本計画の決定等

都道府県は、土地利用基本計画を定めるときは、次に掲げる措置等を講じなければなりません（法9条10項～14項、令3条）。

- ① 土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ法38条1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければなりません。
- ② 土地利用基本計画には、市町村長の意向が十分に反映されるよう必要な措置が講じられなければなりません。
- ③ 土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なくその要旨を公表しなければなりません。
- ④ 国土交通大臣は、①の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければなりません。

なお、土地利用基本計画を変更するとき（市町村の名称の変更、市町村の区域内の町・字の区域の新設・廃止、区域・名称の変更、地番の変更は除きます。）にも、これらの措置等が準用されます。

4 土地利用基本計画に基づく土地利用の規制

関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとされています（法10条）。